

### 3. 原材料表示の充実

(現状)

○特色ある原材料を使用したことを商品上でアピールする際には、消費者の誤認を防止する観点から、使用割合が100%の場合を除き、当該原材料の使用割合を併記することが規定されている。(加工食品品質表示基準第5条)

(例)A県産ばれいしょを使用した旨の強調表示

(表面)

A県産ばれいしょ使用

ポテトチップ

(一括表示)

原材料名 …、ばれいしょ(A県産ばれいしょ100%使用)、…

(この例の場合、使用割合が100%なので割合表示は省略可能)

「A県産ばれいしょ使用」としながら、実際には他産地の原料を混合使用するような場合、消費者に誤認を与えるおそれがあるため、使用割合の表示を義務づけている。

(問題点)

○「特色ある原材料」の範囲が不明確。

(現行の運用上、適用が明確化されている特色ある原材料が①「特定の出産地のもの」②「有機農産物・有機農産物加工食品」③「(非)遺伝子組換え」の3種に限定されている。)

○規定が厳しすぎて、活用しづらい。

現行の割合の表示方法は、%表示が一般的であるが、原材料の使用割合は変動する場合も多く、使用割合の自由度がない。

(今後の方向)

(1)「特色ある原材料」の範囲の拡大

強調表示されている原材料については、特色ある原材料に該当する原材料として加工品表第5条を適用することを明確化してはどうか。

(現行運用に加え、特色ある原材料に該当すると認められる例)

- 品種名(とちおとめ使用、コシヒカリ使用 等)
- 種類(紫いも使用、抹茶入り、海洋深層水使用、黒糖使用 等)
- ブランド名(松阪牛使用、越前かに入り 等)
- 商品名(〇〇の塩使用 等)
- 製造方法(炭火焼き地鶏肉使用 等)
- 原料加工食品の製造地(北海道で製造されたバターを使用しています 等)
- 農薬等を節減した農産物(特別栽培茶使用、農薬不使用にんじん入り、農薬節減米使用おにぎり 等)
- 等級等(本醸造しょう油入り、エキストラバージンオリーブ油使用 等) ...

上記のような場合にも使用割合の表示が義務付けられ、実際の使用量が少量にもかかわらず、100%特色ある原材料が使用されているとの誤認が防止される。

## (2) 割合表示の規定の弾力化

①概数で表示できることの明確化:「〇%以上使用」「〇割使用」等の概数で表示できることを可能とするとともに、100%使用の場合のコンタミネーションに関しては無視しうることをQ&Aで明確化してはどうか。

(可能とする表示例)

- ・「A県産〇〇50%以上使用」(使用割合は時々に変動するが、最低ラインとして、50%を保証)
- ・「A県産〇〇8割入り」(80%以上90%未満の範囲で変動)
- ・「コシヒカリ100%使用」または「コシヒカリ使用」→十分分別して管理した上でのコンタミネーションは許容

②原料原産地表示制度の活用:強調する産地だけでなく、全ての産地を使用した割合の多い順に表示(上位3位以降は、「その他」と表示可能)した場合は、割合表示は不要である旨明確化した。(9 / ○付け原料原産地表示Q&A問○で明記済み。)

(例)原料だいこんとして国産70%、A国20%、B国10%を混合使用した場合

(5条の規定を適用)

原材料名 だいこん(国産70%使用)・・・

強調したい産地のみを表示する場合は、割合表示が必要

(原料原産地表示)

原材料名 だいこん(国産、A国、B国)・・・

使用した産地すべてを表示する場合は、原料原産地表示として割合表示が不要

これらにより、強調表示が行いやすくなり、自主的な情報開示の取り組みが促進されることが期待される。